

学外の方の入構許可について

公立大学法人長野大学

原則、許可のない学外の方の施設内、敷地内の入構を禁止といたします。

よって、用件のある部局や研究室に事前にご予約をお願いいたします（市民の方の附属図書館利用を除く。所定の手続きのうえ、御予約なく利用いただけます）。

なお、原則、ご訪問は平日の8時30分から17時15分までとし、ご訪問の際は、学内の窓口※の受付簿に、所属、氏名、御用件などの御記入をお願いいたします。ご記入後、入構証を胸などに付けて入構していただき、御用件が済まれたら、速やかに窓口に入構証を返却のうえ、退構してください。

入構に際しては、以下の事項をお守りください。

1 禁止事項

- (1) 建物や教室内及び屋外施設等への無断での立ち入り
- (2) 静謐な環境を乱す等、教育・研究活動の妨げとなる行為
- (3) 本学関係者の通学、通勤、移動の妨げとなる行為
- (4) ペット（盲導犬等の補助犬を除く。）を連れての入構
- (5) 無許可での営利目的の撮影、ビラ配布、演説、集会その他イベントの実施
- (6) 動植物の採取・損傷又は捕獲・殺傷
- (7) 小型無人機（ドローン）等の使用
- (8) 球技等の周囲に迷惑を及ぼし得る行為
- (9) 火気の使用

2 注意事項

- (1) 構内では教職員の指示に従ってください。
- (2) ゴミは持ち帰ってください。
- (3) 構内は、指定個所を除いて禁煙です。
- (4) 車両（バイクを含む。）の構内への入構は原則不可（駐車場までの私道を除く）です。
- (5) 入構時の写真撮影は可能ですが、撮影した写真等は個人用途の範囲内で使用し、無断での刊行物への掲載や営利目的での使用はお止めください。
- (6) 構内への入構時に発生した事件・事故等に関して、本学は一切の責任を負いかねます。
- (7) 少人数かつ短時間のご訪問に御協力ください。

3 その他

上記の禁止事項の行為がみられる場合や注意事項について順守いただけない場合、学生、教職員が身の危険を感じる行為がみられた場合、又は、これらの問題行為が過去にあった方には、速やかに退去をお願いいたします。従わないときは、不除去罪や建造物侵入罪に該当する行為として対応いたします。

※学外の方の入構許可窓口

次の3か所にございます。ご用件の部局、研究室の最寄りの窓口にお申し出ください。

- 1号館：教育支援又は学生支援担当窓口
- 2号館：キャリアサポートセンター窓口
- 6号館：総務・人事・施設担当窓口

以上